

～ 栗東市住居確保給付金 (転居費用補助)のしおり～

住居確保給付金(転居費用補助)とは

「同一世帯に属する者の死亡」又は、本人若しくは同一の世帯に属する者の「離職」「休業」等により、経済的に困窮し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善支援事業において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助する制度です。

支給額

下記を上限として、転居費用分(家財の運搬、転居先の住居に係る初期費用)

世帯人数	住宅扶助基準額×3
単身	105,000 円
2人	126,000 円
3～5人	138,000 円
6人	147,000 円
7人以上	165,000 円

支給方法：
初期費用については原則不動産仲介業者等へ代理納付

それ以外については代理納付もしくは受給者の口座などへ支給

- 初期費用のうち、敷金や契約時に払う家賃(前家賃)、家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費用は対象外になります。
- 転居に要する経費が支給額の上限を超える場合、差額については自己負担となります。
- 給付金支給後、実際の支出額が当該支給額を下回った場合、差額の返還があります。

支給要件

以下 ～ のすべてに該当すること

申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額(以下、「世帯収入額」という。)が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること

申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること

申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
(収入減少時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする)

請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である

[収入要件]・・・収入合計 「収入基準額」＝「基準額」＋「家賃額」(住宅扶助基準額が上限)

世帯人数	基準額	家賃額(上限額)	収入基準額(上限額)
単身	86,000 円	35,000 円	121,000 円
2人	124,000 円	42,000 円	166,000 円
3人	147,000 円	46,000 円	193,000 円
4人	175,000 円	46,000 円	221,000 円
5人	209,000 円	46,000 円	255,000 円
6人	242,000 円	49,000 円	291,000 円
7人	275,000 円	55,000 円	330,000 円
8人	308,000 円	55,000 円	363,000 円

- 収入に含む
給与収入・・・社会保険料天引き前の総支給額(交通費除く)
事業収入・・・経費を差し引いた控除後の額
ほか定期的な給付・・・失業等給付、公的年金、親族からの継続的な仕送り等
- 収入に含めない
特定の目的のために支給されるもの・・・児童手当、児童扶養手当、奨学金等
一時的な収入・・・借入金、退職金、公的給付のうち臨時的に給付されるもの
その他・・・22歳以下かつ就学中の子の収入、各種保険金の受取等

申請日における世帯の金融資産が次の表以下であること

[資産要件]・・・金融資産合計額 基準額×6(100万円を超えない)

世帯人数	基準額×6
単身	516,000 円
2人	744,000 円
3人	882,000 円
4人以上	1,000,000 円

- 金融資産に含む
預貯金、現金、債券、投資信託
- 金融資産に含めない
生命保険、個人年金保険

生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、家計改善支援事業において、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要であり、かつ転居費用の捻出が困難であると認められること

自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

住居確保給付金(転居費用扶助)の申請に必要なもの

本人確認書類(次のいずれか)
運転免許証、マイナンバーカード、旅券、各種福祉手帳、住民票、戸籍謄本等の写し

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書(直近3か月分)、預金通帳の収入の振込み記載ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金証書」又は「年金振込通知書」、その他各種福祉手帳

申請者及び申請者と生計を一にしている同居親族の金融機関の通帳の写し(オンラインの通帳も含む)、株式、債券、暗号資産等をお持ちの方は金額を確認できる資料

要転居証明書(栗東市社会福祉課にて発行)

(持ち家の場合のみ)住居維持費用関係書類
支給申請者が持ち家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

追加確認書類

入居予定住宅に関する状況通知書(入居希望の住居が確定した後、不動産仲介業者等に必要事項を記載されたもの)

初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類

住居確保給付金(転居費用扶助)の申請から決定まで

申請書を添付書類と併せて提出。申請書の写しと併せて「入居予定住宅に関する状況通知書」を交付します。

家計改善支援を受けて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して当該業者を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保してください。

入居希望の住宅が確定した後、交付された「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項(入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等)を不動産仲介業者等に記載していただき、追加確認書類として提出してください。

また初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じてその額及び内訳が確認できる書類を提出してください。

申請書の審査は必要書類提出後となります。

初期費用等の支払い期限や入居予定日、賃貸借契約日等については上記 や自治体における審査や支給に要する時間を考慮して、不動産仲介業者等と調整を行ってください

確保しようとする住居が、家計改善支援で示された家賃額を超える場合はご相談ください。

審査の結果、申請内容が適正であると判断された場合「住居確保給付金支給決定通知書」と併せて「住居確保給付金報告書」を交付します

転居後について

○住宅入居日から7日以内に「住居確保報告書」に賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写し、実際に支払った額を確認できる書類(領収書等)を添付して提出してください。

○実際の支出額が当該支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であれば追加支給できる場合があります。

○必要に応じて、家計改善支援事業又は自立相談支援事業にて、家計の改善状況の確認をする場合があります。

【住居確保給付金お問い合わせ先】
栗東市 社会福祉課 生活支援相談室
TEL:077-551-0118
FAX:077-553-3678
E-mail shakai@city.ritto.lg.jp